

ともわ乳児園運営規程（重要事項説明書）

（事業所等の名称等）

第1条 株式会社両優が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 ともわ乳児園
- （2） 所在地 那覇市長田2-26-10 サンテラス長田102号

（施設の目的及び運営方針）

第2条 ともわ乳児園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程をふまえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等をおこなうよう努めるものとする。
- 5 当園は、那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日 条例第68号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（利用定員）

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満2歳以上3歳未満の子ども8名、満1歳以上2歳未満の子ども8名、0歳5ヵ月～1歳未満の子ども3名とする。

（提供する保育等の内容）

第4条 当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- （1） 特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）第7条に規定する時間において、保育を提供する。
- （2） 食事の提供
- （3） その他保育にかかる行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1） 園長 1名（常勤専従）
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務を掌理する。
- （2） 主任保育士 1名（常勤専従）
主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括・指導・支援する。

- (3) 副主任保育士 1名（常勤専従）
副主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、主任保育士を補佐し、保育内容について他の保育士を指導・支援する。
- (4) 保育士 4名以上（常勤専従）
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (5) 子育て支援員 1名（常勤）
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (6) 調理員 3名（非常勤）
献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (7) 嘱託医 2名（非常勤）
利用乳幼児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断を行う。
- (8) 管理栄養士 1名（嘱託）
献立の監修、給食だより及び食育計画の作成を行う。
- (9) 事務員 1名以上（非常勤）
保育事業に必要な事務を行う。

（保育を提供する日）

- 第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）祝祭日、および慰霊の日（6月23日）を除く。
- 2 保育を提供する日であっても、災害等により保育の提供に支障がある場合は、この限りではない。

（保育を提供する時間）

- 第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。
- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間
当園の開所時間（7時30分から18時30分まで）の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は7時00分から7時30分、18時30分～19時00分時までの範囲内で、延長保育を提供する。
- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間
当園の開所時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
なお、その時間の上限は8時間までとし、それを超える場合及び上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開所時間内及び16時00分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

（利用者負担その他の費用の種類）

- 第8条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払う。
- 2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育費用基準額（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

- 3 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 那覇市の定める利用承諾期間が終了したとき、または利用幼児が満3歳に達した年度の3月31日まで
- (2) 子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとして市町村から報告のあったとき
- (3) 長期欠席するとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(利用にあたっての留意事項)

第11条 当園の利用にあたっての留意事項は次の通りとする。

- (1) 保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し、健全な発育を図るため、乳幼児の生育暦、家庭環境、健康状態等保育場必要な事項を、当園に告知するものとする。併せて、保護者と当園は乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めることとする。
- (2) 当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがある。
 - ア 利用乳幼児が感染性の病気で、他の乳幼児に感染するおそれがあるとき
 - イ 利用乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき
 - ウ 災害の発生、または発生のおそれがあり、危機が想定されるとき
- (3) 当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって、保育給付費の至急を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して那覇市に通知するものとする

(連携施設)

第12条 当園の連携施設は以下の通りとする。

連携施設名	しらゆり保育園
所在地	那覇市識名1-14-43
電話番号	098-855-2173
連携の内容	保育内容の支援

連携施設名	那覇市内保育所（那覇市との協定によるものとする）
連携の内容	①代替保育の提供 ②利用調整による卒園後の受入

(食事の提供)

第13条 当園の提供する食事については、自園調理で行う。

2 食事の時間については以下の通りとする。

午前おやつ	午前 9時半頃
昼食	午前 11時頃
午後おやつ	午後 3時頃

3 食物アレルギーについては、除去食、あるいは代替食にて対応する。

(嘱託医)

第14条 当園の嘱託医は、以下のとおりとし、年2回の内科健診及び歯科検診所
児童の健康管理に係る相談や応急処置等の指導・助言等を行う。

内科医	沖縄赤十字病院 小児科 比屋根 真彦 医師	那覇市与儀 1-3-1	8 5 3 - 3 1 3 4
歯科医	はやしファミリー歯科	那覇市古波蔵 1-7-6 メルソレイユ 1F	8 5 5 - 0 6 1 5

(加入保険等)

第15条 当園は以下の保険に加入し、第16条4項に定める賠償すべき事故が発生した
場合には、当該保険会社より、損害賠償を速やかに行うものとする。

学校契約団体傷害保険	東京海上日動火災保険株式会社
超ビジネス保健（事業活動包括保険）	東京海上日動火災保険株式会社

(緊急時における対応方法)

第16条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、そ
の他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡
するなど、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が生じた場合は、那覇市、利用乳幼児の保護者等に連絡
するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事
故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損
害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第17条 非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等につい
ての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火にかかる訓練を実施
するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第18条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念について報知があった場合の調査体制や責任者の設置など必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、乳幼児に対する虐待のあること、またはその懸念が看取された場合、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条ほか関係法令に基づいて、関係機関と連携を図るものとする。

(記録の整備)

第19条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施にあたっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する、保育給付に関する保護者の不正についての市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(苦情対応)

第20条 当園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員は以下の通りとする。

苦情解決責任者	富 香代子	施設長	080-1769-8573
苦情解決受付担当者	新嵩 妙子	主任保育士	098-987-1302
第三者委員	比嘉 暢哉	比嘉社会福祉士事務所所長	098-894-3223
	又吉 幸恵	(同) 恵笑代表社員	098-851-9752

また苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申し出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必用な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 当園の敷地内は、すべて禁煙とする。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

平成31年3月30日改定

令和 3年3月31日改定

令和 4年3月31日改定

令和 6年3月31日改定

(別表 第8条関係)

項目（例）	目的、負担を求める理由	金額
延長保育料金	時間外保育（標準時間）	30分…150円 1時間…300円 ※前延長希望の際は、事前にご相談下さい。
	時間外保育（短時間）	○8時間を超えた時間について 30分…100円 ○7：00～7：30及び 18：30～19：00の間 30分…150円
体育着（オリジナルTシャツ）	実費徴収が適当なため	1,600円（税込）
体育ズボン	実費徴収が適当なため	1,570円（税込）
帽子	実費徴収が適当なため	1,150円（税込）
行事に係る保護者費用	実費徴収が適当なため	500円～1,500円（行事内容による） 事前に案内文書配布

※景気変動により金額が変更になる場合もあります。その場合には事前にお知らせします。